

(案)

資料1

江別市消防 10 年アクションプラン 2033

～安全で安心して住み続けられるまちをめざして～



令和6(2024)年〇月

江別市消防本部

目次

第1章	アクションプラン 2033 とは	1
1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
第2章	計画の体系図	3
第3章	施策の方向性	4
重点項目 1	消防組織体制の強化	4
推進項目 1	消防体制の強化	4
推進項目 2	人材育成と職場環境の整備	5
推進項目 3	消防団との連携強化	7
推進項目 4	消防施設の整備推進	9
重点項目 2	救急需要対策の強化	11
推進項目 1	救急業務の分析と対策	11
推進項目 2	救急需要の適正化	13
重点項目 3	火災予防対策の推進	14
推進項目	防火意識の普及推進	14
第4章	事業計画	17

第1章 アクションプラン 2033 とは

1 計画の目的

消防本部では、平成 26(2014)年に策定した「江別市消防 10 年アクションプラン」(以下「前計画」という。)に基づき、多様化・大規模化する災害や増大する救急需要に対応してきましたが、策定から 10 年が経過し、人口動態の変化や少子高齢化の進展、全国各地で発生する大規模災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。

そのため、「えべつ未来づくりビジョン<第7次江別市総合計画>」(以下「第7次総合計画」という。)の策定に併せ、前計画での課題に引き続き取り組むとともに、今後 10 年間の方向性を具体的に示すために必要な見直しを行い「江別市消防 10 年アクションプラン 2033」(以下「本計画」という。)を策定しました。

本計画は「安全で安心して住み続けられるまち」を目指し、「消防・救急の充実」の推進を目的とし、今後 10 年間の方向性を示した計画です。

なお、本計画では、持続可能なまちづくりを進めるために必要な視点として SDG s の目標達成を意識して取り組んでまいります。



2 計画の位置づけ

本計画は、江別市消防計画と共に第7次総合計画の個別計画として位置づけられています。

江別市消防計画は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する任務を遂行するための計画であり、本計画は、施策の方向性を明確にし、将来の目指すべき姿を具体化して事業の展開を示した実行計画です。

えべつ未来づくりビジョン<第7次江別市総合計画>

江別市消防計画

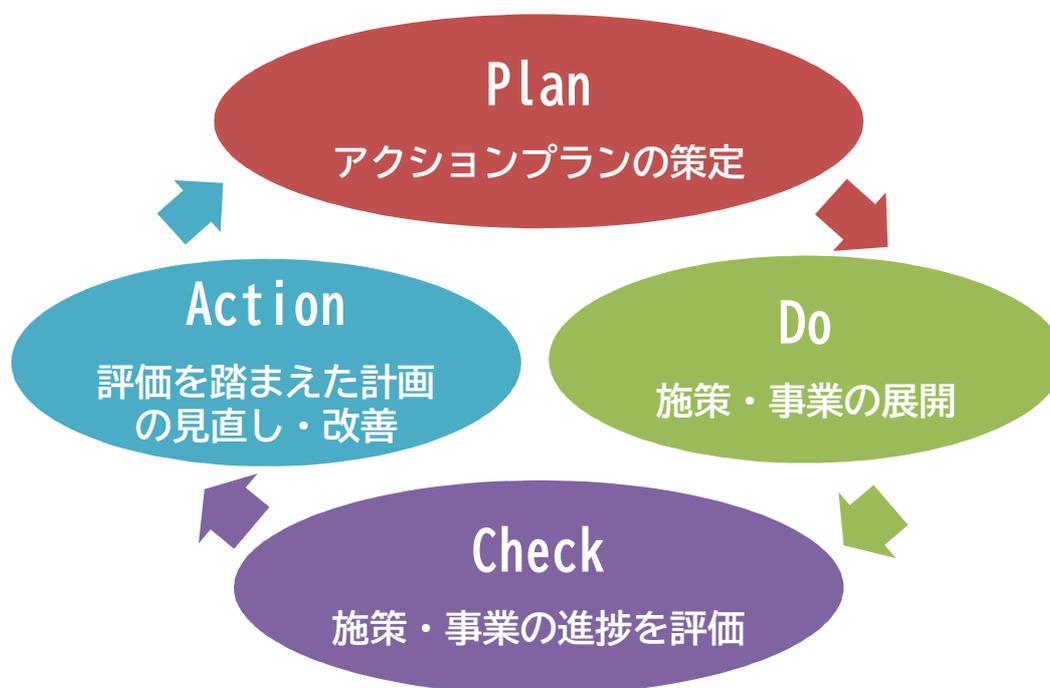
江別市消防 10 年
アクションプラン 2033

消防組織法に基づく、
消防の任務遂行のための計画

施策の方向性を明確にし、
事業の展開を示した実行計画

3 計画の期間

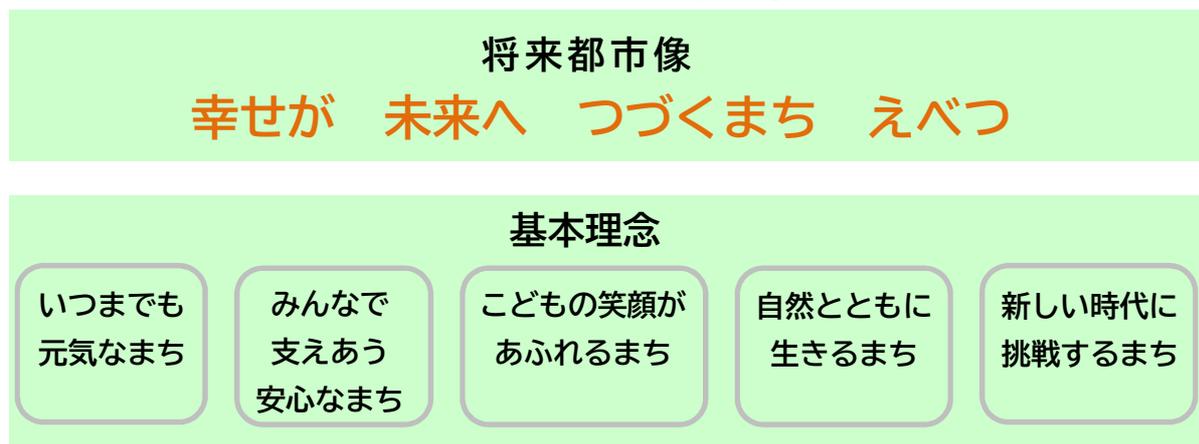
本計画の期間は、第7次総合計画と同じく、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間としますが、国の動向や社会情勢の変化に柔軟に対応し、その効果を高めていくため、必要に応じて適宜、PDCAサイクルによる見直しを行っていきます。



第2章 計画の体系図

第7次総合計画で目指す「将来都市像」、そして5つの「まちづくりの基本理念」に基づき、「政策4 安全・安心」の基本目標である「安全で安心して住み続けられるまち」を目指し、本計画では3つの重点項目と7つの推進項目を定めました。

●えべつ未来づくりビジョン<第7次江別市総合計画>



●まちづくり政策

政策4 安全・安心

安全で安心して住み続けられるまち

取組の基本方針

4-(3) 消防・救急の充実

●施策項目

重点項目	推進項目
1 消防組織体制の強化	消防体制の強化 人材育成と職場環境の整備 消防団との連携強化 消防施設の整備推進
2 救急需要対策の強化	救急業務の分析と対策 救急需要の適正化
3 火災予防対策の推進	防火意識の普及推進

第3章 施策の方向性

重点項目1 消防組織体制の強化

近年、火災や自然災害等、住民を脅かす災害は複雑多様化しており、消防への期待はますます高くなっています。これらの消防需要に的確に対応し、かつ、いかなる災害対応においても、受傷事故が発生することのないよう計画的に人材育成を行い、組織の強化を図ります。

また、災害対策の拠点となる施設等の安全性を確保し防災機能の向上を図るため、消防関係庁舎や消防車両等の計画的な整備を進めます。

一方、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わず地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担う消防団と消防本部の連携強化に取り組んでいきます。

推進項目1 消防体制の強化

背景と課題

地震や風水害などの自然災害をはじめ、感染症の流行など災害が多様化・複雑化しているとともに、高齢化等社会情勢も大きく変化していることから、今後の消防需要を見極めた持続可能な消防の組織・体制づくりを進めていく必要があります。

事業展開

(1) 方針

複雑多様化する消防需要に対応するため、効果的かつ効率的な組織と業務執行体制を構築するとともに、地域防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

(2) 具体的な取組

①災害の多様化と地域特性に応じた部隊の配置

災害が多様化する中、消防力のさらなる高度化・専門化が求められていることから、地域特性や災害種別にあわせて安全かつ効果的な運用・配置を行います。

②社会情勢の変化等に対応した組織・体制づくり

人口動態や災害発生状況などの社会情勢の変化に応じて、効果的かつ効率的に市民の要請に応えられる組織・体制づくりを進めます。

③広域的で効果的な業務執行体制の構築

令和7年から実施する消防指令業務の共同運用により、札幌圏における災害情報が一元化されることから、大規模災害時における近隣市町村との相互応援体制の強化を図ります。また、北海道の広域化推進計画に基づき、消防の広域化、連携・協力について検討を進めます。

④地域防災力の向上

大規模災害に備えるため、自治会等の地域に向けた防災活動支援を継続的に実施し、地域の防災力向上を図ります。

推進項目２ 人材育成と職場環境の整備

限られた人的資源を最大限活用するため、「生み・育てること」の方向性を明確にし、指導者の養成（生み）や若手職員の育成（育てる）を強化します。

目指すべき姿と現在の姿を把握した上で目標値を定め、現場活動に必要な資格・免許の取得及び、消防学校等への派遣や各種研修派遣を推進します。

また、全ての職員がいきいきと働き続けることができる職場環境づくりを進めます。

1 人材育成の充実

背景と課題

少子高齢化等の社会構造の変化をはじめ、災害等が複雑多様化するなか、優秀な人材の確保と育成は喫緊の課題となっています。

増加する消防需要に的確に対応し、より高度な消防活動を展開できるよう、必要な資格・免許の取得とともに、若手職員のOJT（職場内研修）を積極的に推進する必要があります。

事業展開

(1) 方針

資格・免許の取得等を計画的に進めるほか、指導者の養成とOJTによる人材育成を推進します。

(2) 具体的な取組

①指導者の養成とOJTの充実

総務、警防、予防、救急といった各分野において指導者となる人材を養成します。特に、救急の指導者となる指導救命士の養成と、火災調査・違反是正予防実務等への研修派遣（政令市）を強化します。また、指導者を中心とした教育体制による効果的なOJTを進めます。

②資格、免許の取得

目標値を定め、救急資格者を養成するほか、現場活動に必要な資格・免許取得等を計画的に進めます。

③消防技術の強化

(ア) 検証体制の充実

発生した災害事案に対して事後検証を行い、その結果について職員間で情報共有を図り災害現場活動へ活かします。

(イ) 若手職員の育成

災害対応力の維持向上のためには、現場経験の少ない若手職員の能力向上が必要不可欠であることから、分野別指導者によるOJT、さらには階層別（初任者・初級・中級・上級）研修を計画的に実施します。

④研修体制の構築

社会情勢や複雑・多様化する災害に対応し、住民に信頼される消防職員であるために、幅広い知識・経験を体系的に取得できるように、各分野における最適な研修体制を構築します。

2 職場環境の整備

背景と課題

誰もが個々の事情に応じて柔軟に働き続けられる社会を実現するための「働き方改革」や、生活と仕事の調和といった「ワークライフバランス」の考え方が重要視されており、前計画からの課題である男性職員の育児休暇取得促進や女性職員が活躍できる労務環境の整備が急務となっています。

また、定年引上げによる組織の高齢化の影響や新規採用職員の人材確保を考慮した職場環境の整備が課題となっています。

事業展開

(1) 方針

全ての職員が意欲的に仕事に取り組めるよう職場環境を整備し、組織力を強化します。

(2) 具体的な取組

①職場環境の向上.....

(ア) 職員の意識向上

全ての職員がいきいきと働き続けることが出来る職場環境とするために「メンタルヘルス」、「ハラスメント」等に関する研修会の受講を推進し、職員の意識や倫理観の向上に努めます。

(イ) ワークライフバランスの推進

職員が心身ともに充実した状況で働くためには生活面の充実が必要なことから、時間当たりの労働生産性の向上に努め、ワークライフバランスを推進します。

(ウ) 各種休暇の取得促進

年次有給休暇のほか、育児・介護休暇等特別休暇について、交代制勤務職員が取得しやすい勤務体制について検討します。

②高齢期職員の働き方の検討.....

定年引上げに伴い、高齢期職員が従事することによる現場活動への影響や、組織体制について検討します。

③職員の活躍推進に向けた取組.....

女性職員の活躍推進とあわせて、職員が生き生きと職務に従事できる職場環境について検討します。

推進項目3 消防団との連携強化

背景と課題

消防団は、消防組織法第9条に基づく市町村の消防機関であり、災害時には現場での消火をはじめ地震や風水害といった大規模災害での活動を行い、平時の際は災害に備える訓練や防火啓発、応急手当指導など幅広い活動を行っており、市民の安全・安心に向けた地域防災の中核を担う大きな役割を果たしています。

江別市消防団は、1団本部と9分団で組織されており条例定数200人のところ175人の在籍にとどまり、平均年齢は全国が約42歳のところ江別市は約47歳となっています。人口減少や地域社会での帰属意識の希薄化も重なり、消防団員の高齢化や人材の確保が喫緊の課題です。

事業展開

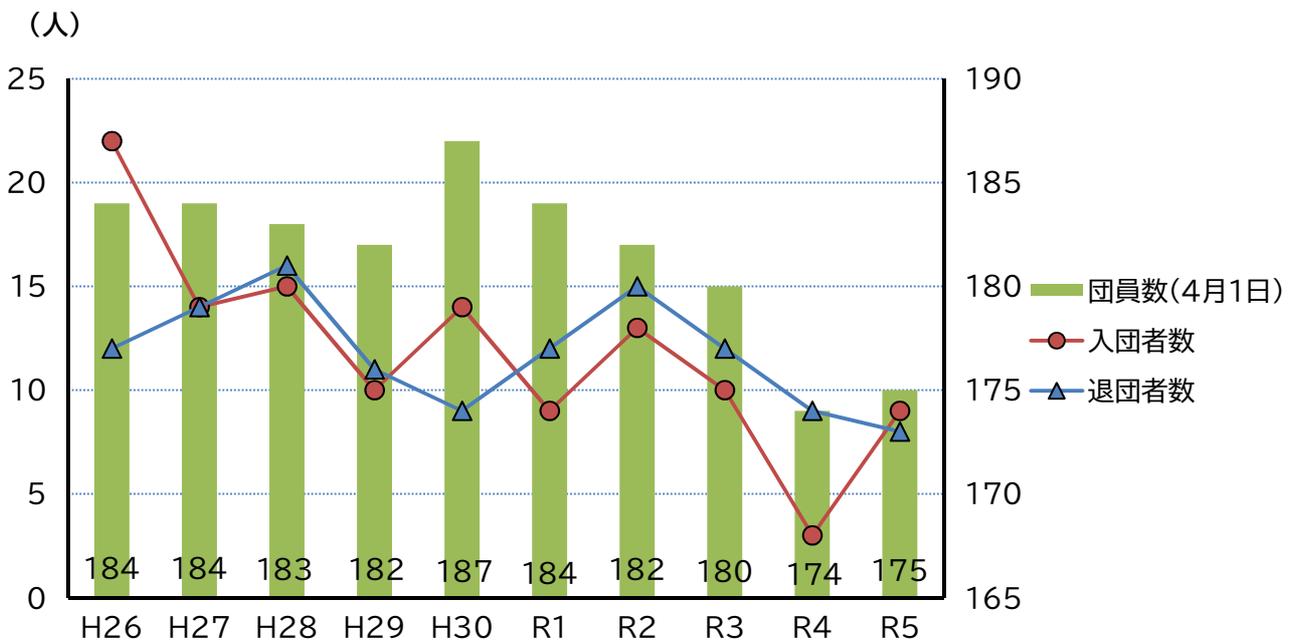
(1) 方針

適正な規模で活力のある消防団を安定的に維持継続していくため、消防団の人材確保や高齢化対策を図るとともに、地域と連携した災害対応力の向上に努めます。

(2) 具体的な取組

- ①人材の確保.....
地域イベントへの積極的な参加による消防団のPR強化や、地元企業に消防団活動の協力を要請します。また、市内の大学と連携して若年層の入団促進を図り高齢化の対策に繋がります。
- ②地域との連携.....
自治会、事業所、自主防災組織などの関係機関と連携を強化することで、地域からの信頼や災害対応力の向上に繋がります。

■江別市の入団者数・退団者数の推移



■江別市消防団の現状

(令和5年4月1日現在)

名称	条例定数	実員	区域
団本部	4人	4人	市内全域
中央分団	196人	19人	1条1丁目～3丁目、2条1丁目～6丁目、3条1丁目～6丁目、4条1丁目～7丁目、5条1丁目～7丁目、6条5丁目～8丁目、7条6丁目～8丁目、8条7丁目～8丁目、萩ヶ岡、王子、一番町、弥生町、高砂町
野幌分団		20人	野幌町、幸町、錦町、中央町、野幌松並町、野幌末広町、野幌住吉町、野幌代々木町、野幌美幸町、野幌屯田町、野幌寿町、新栄台、元野幌、角山
北部分団		19人	緑町東1丁目～4丁目、緑町西1丁目～3丁目、向ヶ丘、元江別本町、牧場町、元町、若草町、工栄町、見晴台、元江別、対雁、いずみ野、美原、篠津、八幡、中島
大麻分団		15人	大麻西町、大麻扇町、大麻沢町、大麻宮町、大麻中町、大麻高町、大麻東町、大麻園町、大麻晴美町、大麻南樹町、大麻栄町、大麻新町、大麻泉町、大麻北町、大麻元町、大麻、大麻桜木町、大麻ひかり町、文京台東町、文京台南町、文京台緑町、文京台
上江別分団		20人	上江別東町、上江別西町、上江別南町、上江別、ゆめみ野東町、ゆめみ野南町
東野幌分団		20人	東野幌本町、野幌若葉町、野幌東町、東野幌町、東野幌、西野幌、緑ヶ丘、あさひが丘
豊幌分団		18人	豊幌、豊幌花園町、豊幌美咲町、豊幌はみんぐ町
東部分団		20人	大川通、東光町、朝日町、あけぼの町、江別太、萌えぎ野西、萌えぎ野中央、萌えぎ野東
女性分団		20人	市内全域
合計	200人	175人	

推進項目4 消防施設の整備推進

背景と課題

防災拠点としての役割を担う消防施設の老朽化が進んでおり、大規模な自然災害や感染症の発生時においても安定的に消防機能を維持し、かつ、女性が活躍しやすい環境を備えた施設となるよう、計画的な整備が急務となっています。

また、近年の多様化する災害に対応できるように、消防車両や消火栓などの消防水利、活動機材等の充実強化を図る必要があります。

事業展開

(1) 方針

多様化・大規模化する災害に迅速かつ的確に対応できる消防体制を構築するため、消防庁舎の耐震化を含めた改修・修繕を行うほか、消防車両、消防機械器具及び消防水利の計画的な更新整備を進めます。また、費用については、国の補助金などの動向に注視するとともに予算の平準化を図ります。

(2) 具体的な取組

①消防庁舎の改修

消防団の庁舎を含めた消防施設の建築物定期調査を行い、関係部局等との協議・調整の上、計画的に改修等を進めていきます。また、江別市全体のまちづくりなどを視野に入れ、社会情勢や公共施設のあり方を踏まえた施設整備の調査・研究に努めます。

(ア) 長寿命化に向けた取組

計画的な修繕を進めるほか、予防的修繕（損傷が軽微である段階に行う予防的な修繕）を行うことで、施設機能の回復、保持を行います。

分団庁舎を含む消防庁舎は、建築後相当の年数を経過しており、外壁改修や屋上防水改修などの大規模改修について、他の行政施設の計画にも配慮し、長期的な計画で改修を進めます。

(イ) 女性消防職団員の活躍推進に向けた取組

女性消防職団員の活躍の場を広げるため、休憩室や浴室など勤務する上で標準的に必要となる施設の整備を行います。

(ウ) ゼロカーボンシティの取組

LED照明の導入や、省エネルギー基準に適合した空調設備、換気設備等の改修を進めます。

(エ) 公共施設等適正管理推進の取組

消防庁舎において、障がいの有無や年齢、性別などに関わらず多様な人々が利用できるようにバリアフリーやユニバーサルデザインに対応した施設となるよう改修に取り組みます。

②消防車両等の更新と維持管理

計画的な更新整備を進めるとともに、走行距離などの車両の状態や、国の財源措置等の動向についても注視しながら、より効果的、効率的な車両、装備品、資機材等の導入となるよう調査・研究に努めます。なお、車両の更新の際は、SDGs及びゼロカーボンシティ宣言を考慮した車両の選定を進めていきます。

また、消防車両や災害活動上必要な資機材については、災害時に迅速かつ的確に運用することができるように、適正な維持管理に努めます。

③消防水利施設の更新

消防水利の機能を維持するため、計画的に更新整備を進めるとともに、定期点検や予防的修繕を行うことで中長期的な維持管理コストの低減や平準化を図ります。

④安全装備品の更新.....

法令等で規定される保護具及び国のガイドラインにおいて示す防火衣等の消防隊員用個人防火装備について、現場活動を行う職員の生命を守る個人貸与品として、必要な使用期限等を定めた上で計画的な更新を進めます。

■消防施設の現況

(令和5年4月1日現在)

	名称	所在地	構造	建築延面積(m ²)	建築年次	経過年
1	消防本部(署) 消防団本部・ 女性分団併設	野幌代々木町 80-8	鉄筋コンクリート 3階建(一部4階)	3,554.00	H 4年	31年
2	江別出張所 中央分団併設	3条1丁目1	鉄骨造2階建	516.75	S59年	39年
3	野幌出張所 野幌分団併設	消防本部庁舎内	—	—	—	—
4	大麻出張所 大麻分団併設	大麻元町 192-3	鉄筋コンクリート 一部2階建	615.09	H 8年	27年
5	北部分団	緑町東2丁目 55-2	木造モルタル 2階建	124.74	S46年	52年
6	上江別分団	上江別南町 1-25	木造モルタル 平屋建	78.57	S46年	52年
7	東野幌分団	野幌若葉町 7-3	木造モルタル 2階建	130.68	H24年	11年
8	豊幌分団	豊幌 686-10	鉄骨造平屋建 (地区センターに併設)	99.81	H12年	23年
9	東部分団	朝日町 8-81	木造モルタル 2階建	174.96	S53年	45年
10	消防資器材格納庫	工栄町4	鉄筋コンクリート 平屋建	76.30	S53年	45年
11	消防資材庫	豊幌 686-10	鉄骨造 平屋建	37.13	H12年	23年

■消防水利施設の現況

(令和5年4月1日現在)

経過年数	消防水利(公設)	
	消火栓	防火水槽
10年未満	141基	2基
10年～19年	106基	2基
20年～29年	179基	33基
30年～39年	147基	22基
40年～49年	137基	25基
50年以上	33基	20基
合計	743基	104基

重点項目2 救急需要対策の強化

高齢化社会の進展を背景として救急需要は年々増加しているとともに、社会変化に伴う多様化への対応も求められています。

救命効果の向上のためには、「より早く」「よりの確な応急処置を実施し」「より適切な医療機関に搬送すること」が重要であることから、救急需要を的確に分析し、効果的な救急体制の構築を進めます。また、ICT（情報通信技術）を活用して救急業務の効率化を進めるとともに、高度な活動が行えるよう、救急隊員の質の向上を図ります。

また、地域医療の枠組みの中での救急体制を考える必要があるため、地域の医療機関と連携しながら、救急車の適正利用等、救急需要の適正化に向けた取組を進めていきます。

推進項目1 救急業務の分析と対策

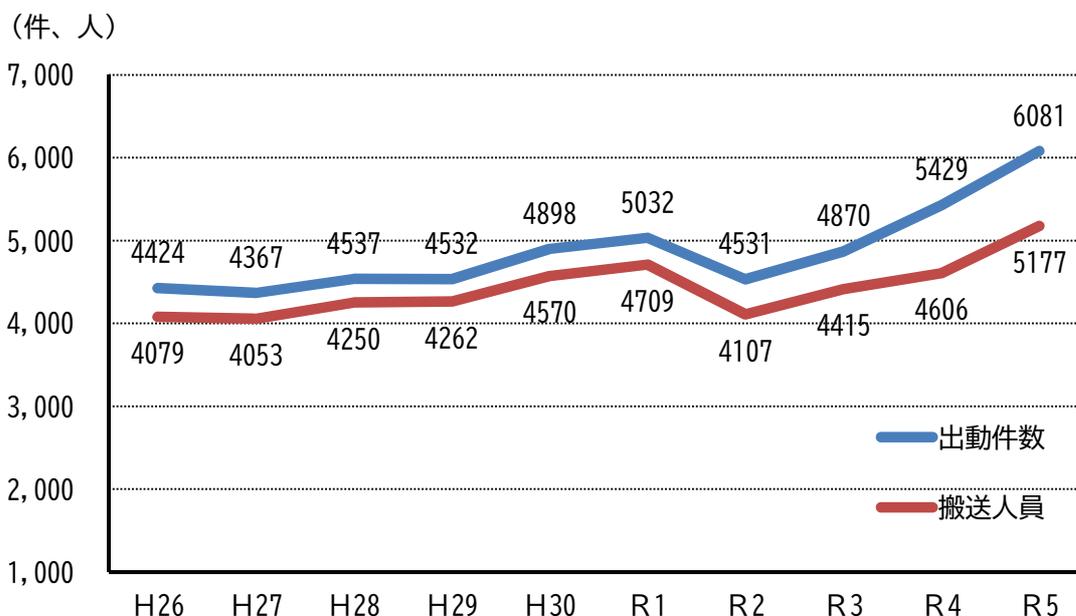
背景と課題

江別市の救急出動件数及び救急搬送人員は、統計を開始して以来、全国の状況と同様に右肩上がり増加しています。出動件数については、令和2年に一時的に減少したものの、令和3年から再び増加に転じ、令和5年は過去最多となっています。

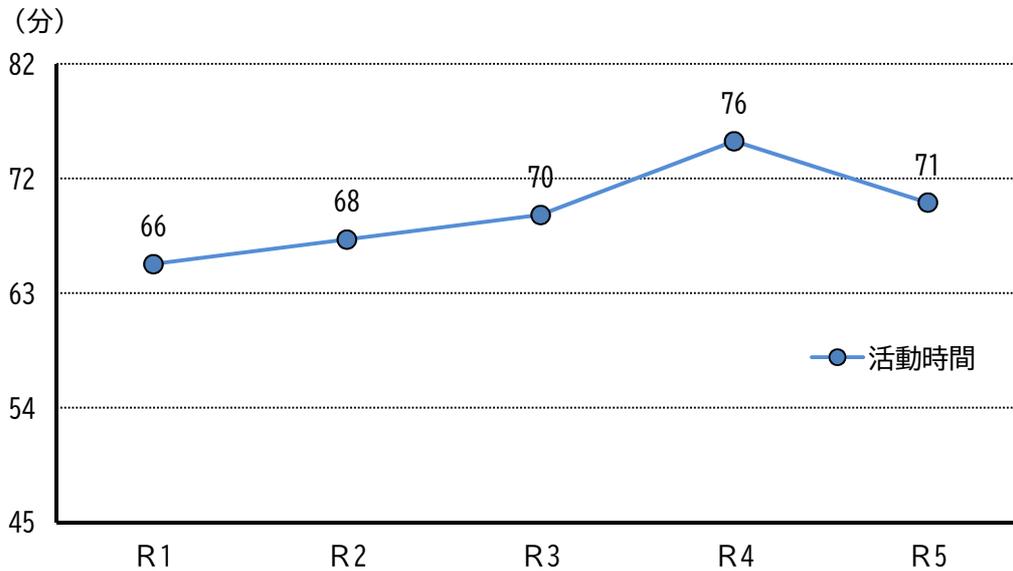
このため、救急出動件数の増加とともに医療機関選定時間の延長や、市外医療機関への搬送等の影響による救急活動時間の延長などに加え、今後も救急出動件数の増加が続いた場合、市民を適切な医療機関に迅速に搬送できなくなる恐れがあります。

また、高齢化の進展と多様化する救急需要に対し、質の担保された救急活動を行うには、救急隊員の資質の維持・向上が必要です。

■ 出動件数及び搬送人員の推移



■救急活動時間の推移



事業展開

(1) 方針

救急需要の分析を行い、分析結果に基づく救急隊の効果的な運用や、救急体制の強化等の検討を進めるとともに、ICTを活用した効率的な救急業務の推進及び教育体制の充実強化を図ります。

(2) 具体的な取組

①救急需要の分析評価.....

救急需要を分析し、今後10年間の救急需要を予測します。

②救急体制の検討.....

救急需要の分析に基づき、救急隊の増隊の必要性や最適な配置、持続可能な体制について検討します。

③救急隊員の教育体制の充実強化.....

メディカルコントロール協議会の下、教育体制を充実させるほか、救急隊員の質を確保するため、指導救命士によるOJTを強化します。

④救急業務のDX化.....

ICTを活用して医療機関への受け入れ要請や医師引継書の作成、出動報告作成などの業務の効率化を進めます。

推進項目２ 救急需要の適正化

背景と課題

高齢化や核家族化の進展等の社会構造の変化に伴って、より一層の救急需要の増大が懸念されるなか、江別市の軽症群の救急件数は横ばいの状況が続いています。持続可能な救急体制を構築するためには、こうした軽症群の救急要請の抑制を図ることが課題となっており、継続的な取組が必要です。

また、緊急性の高い傷病者を適正かつ迅速に医療機関へ搬送するためには、現場に居合わせた方（バイスタンダー）による応急手当が必要であるとともに消防本部と医療機関との緊密な連携が必要です。

事業展開

（１）方針

限りある救急搬送資源を、緊急性の高い傷病者にできるだけ早く投入できるよう、救急車の適正利用の普及啓発や、病気やケガ等の予防のための広報を強化します。

また、緊急性の高い傷病者の救命効果向上を図るため、応急手当の普及啓発を推進するほか、救急業務における課題等を情報共有するなど医療機関との連携を強化します。

（２）具体的な取組

①適正利用に向けた広報

夏季の熱中症や冬季の転倒など季節的に多くなる搬送のほか、高齢者や乳幼児の割合が高い事故等を予防するため、関係部局等と連携した注意喚起を行うとともに、SNSの活用による効果的な広報を推進します。

②応急手当普及啓発

市民が心肺機能の停止した傷病者に遭遇した際に、効果的な心肺蘇生を行えるよう、救命講習受講者が1世帯に1人に到達することを目標として普及啓発活動を推進します。また、受講者が心肺蘇生等のスキルを維持できるように、継続的な救命講習の実施方法についても検討します。

③医療機関との連携

救急業務における課題や救急医療体制等について、市内医療機関と情報共有に努め、連携した取組を推進します。

重点項目3

火災予防対策の推進

火災は、市民に最も身近な災害で、いったん発生すると貴重な人命と財産を一瞬のうちに失い、延焼拡大した場合は地域全体を焼失させるなど、甚大な被害を発生させる恐れがあります。

急速に進展する高齢化や核家族化など社会構造が変化するなか、製品火災が増加するなど出火原因も多様化しており、適正な火災調査を行い、類似火災の防止に向けた取組を行うとともに、地域住民と消防が「顔の見える関係」を築きながら、防火・防災意識が地域文化として定着するよう努めていきます。

推進項目 防火意識の普及推進

背景と課題

全国的に火災件数は減少傾向にありますが、消防白書（令和4年版）によると、火災による死者の82.2%が建物火災によるものであり、その中でも住宅火災による死者が90.8%を占め、年齢別の死者数では、74.1%が65歳以上の高齢者という状況になっています。

江別市においても、住宅火災の占める割合は依然として高く、死傷者も発生しており、市内全域で高齢化の進む現状を踏まえると、市民の不安を解消し、安全で安心して住み続けられるように、より一層、地域と一体となった火災予防を推進する必要があります。

事業展開

(1) 方針

火災予防運動をはじめとする広報活動による防火思想の普及、放火されない環境づくりや住宅用火災警報器の設置促進・適正な維持管理など、住宅防火対策を推進し、火災による被害の軽減を図ります。

また、地域の防火・防災力の向上のために民間防火組織の育成強化を図るとともに、事業所の防火管理及び危険物施設の保安管理の充実を目的に組織されている「防火管理者連絡協議会」や、「危険物安全協会」と連携を図りながら、市内事業所に対する様々な活動を通じて情報発信を行うなど、防火・保安体制を強化します。

(2) 具体的な取組

①建物火災防止対策.....

江別市の火災発生状況としては、建物火災の割合が高く、その中でも住宅火災が約6割を占めていることから、出火原因別の防火対策を推進するとともに、火災調査体制の充実に努めます。

(ア) 出火原因別対策

過去5年間において、住宅火災の原因の半数以上は、こんろ、たばこ、ストーブ及び電気関係であり、これらの多くは不注意や油断などがきっかけで発生するため、あらゆる機会を通じて市民へ広報し、意識の醸成を図ります。

(イ) 火災調査体制の充実

製品火災が増加するなど出火原因も多様化しており、類似火災の防止に向けた取組を推進するためには適正な火災調査を行う必要があることから、指導者の育成など火災調査体制の充実に努めます。

■火災件数の推移

(件)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
全火災件数	35	28	25	22	24
建物火災件数	15	15	12	14	12
住宅火災件数	9	8	10	9	5

■主な出火原因による住宅火災件数の推移

(件)

出火原因	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
こんろ	2	3	2	1	0
たばこ	0	1	0	1	0
ストーブ	2	1	0	0	0
電気関係	1	0	3	2	2
小計	5	5	5	4	2

②住宅防火対策の推進

住宅防火対策としては、放火されない環境づくりと、住宅用火災警報器による火災の早期発見や消火器による初期消火、防災化等による「被害軽減対策」を推進します。

(ア) 放火されない環境づくり

放火防止対策として、注意喚起や広報活動を継続するとともに、地域住民の監視の眼を強化し、地域が主体となった放火防止パトロールなどを促すことで対策を推進します。

(イ) 住宅用火災警報器の設置推進

各種火災予防運動等の機会を捉えた住宅用防災機器の設置PR、戸別訪問を通じた防火意識の啓発、住宅用火災警報器の設置支援事業、住宅防火に関する出前講座等の広報活動を継続し、住宅用火災警報器の設置率の向上を目指します。

(ウ) 高齢者・障がい者など避難行動要支援者の焼死事故の防止

地域住民との連携を強化し、火災の発生防止と、火災が発生した際の通報、避難、初期消火といった協力体制の確立を目指します。

(エ) 防火クラブとの連携強化

幼少年期の防火に関する指導が効果的であることから、幼少年防火クラブとの連携を図るとともに、地域の防火を担う女性防火クラブとの連携も図りながら火災予防を推進します。

■江別市における住宅用火災警報器の推計設置率の推移（総務省消防庁）

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
設置推進率 (%)	77	76	79	79	75

③事業所等における防火・保安体制の推進

高齢化社会の進展による社会福祉関連施設の増加や、建築物の複雑化・多様化に伴う火災予防にかかる規制の細分化、危険物施設の老朽化等を踏まえ、事業所における災害防止のための更なる安全対策を推進します。

(ア) 立入検査による指導の徹底

適正な立入検査や厳格な違反処理を実施することにより、事業所等の法令遵守の意識を高め、火災や危険物事故の発生を防ぎます。

(イ) 防火管理体制及び保安管理体制の推進

「防火管理者連絡協議会」や「危険物安全協会」と連携を取りながら、市内事業所に対して情報発信を行い、防火・保安体制を強化します。

(ウ) 防火・保安体制におけるDXの促進

消防法に基づく消防への届出や申請の電子化により、事業所等への負担軽減を目指します。

(エ) 立入検査員の知識・技術の向上

専門講習会の開催や予防技術検定の取得など、立入検査を実施する上で必要な知識の習得及び技術の向上に努めます。

第4章 事業計画

第3章で示した推進項目について、下記のとおり事業計画を定めて事業を展開します。

●推進項目における主な事業計画

重点項目	推進項目	事業計画
消防組織体制の強化	消防体制の強化	消防職員人材育成基本計画 消防学校等派遣・免許取得計画 消防技術強化計画
	人材育成と職場環境の整備	
	消防団との連携強化	消防団連携強化計画
	消防施設の整備推進	消防庁舎保全整備計画 消防個人安全装備品整備計画 消防機械器具整備計画 消防機械器具維持管理計画 消防水利施設整備計画 通信施設等整備計画
救急需要対策の強化	救急業務の分析と対策	救急需要対策推進計画
	救急需要の適正化	
火災予防対策の推進	防火意識の普及推進	防火意識の普及推進計画

令和6（2024）年〇月策定

江別市消防 10 年アクションプラン 2033

発行 江別市消防本部
江別市野幌代々木町 80 番地の 8

火災予防条例の一部を改正する条例の制定について (令和5年第3回定例会議案第70号)

1 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され、蓄電池設備等に係る規定及び厨房設備の離隔距離に係る規定が見直されたことから、火災予防条例に所要の改正を行ったもの。

2 主な改正内容

(1) 蓄電池設備等に係る規定の改正

- ア キュービクル式以外の蓄電池設備等について、建築物等との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととするための規定の改正
- イ 蓄電池設備の規制対象の指定に係る単位を、アンペアアワーセルからキロワット時に改めるとともに、開放型鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床等に設けなくてもよいこととする規定の改正
- ウ 屋外において設置する蓄電池設備について、雨水等の浸入防止措置に係る規定及び建築物からの離隔距離に係る規定の改正
- エ 届出対象から、蓄電池容量20キロワット時以下のものを除くもの。

(2) 厨房設備の離隔距離に係る規定の改正

厨房設備として固体燃料を用いた炭火焼き器について、可燃物等からの離隔距離を新たに規定したもの。

3 施行期日

令和6年1月1日

4 経過措置

(1) 施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている蓄電池設備等で改正後の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。

(2) 新条例に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、新条例の規定に適合しないものについては、当該規定を適用しない。

江別市火災予防条例の一部改正について

(令和 6 年第 1 回定例会議案第 35 号)

1 改正理由

建築基準法の一部改正により、建築物の主要構造部（※1）に係る防火規制の合理化が行われ、耐火建築物においては、その定義が「特定主要構造部」及び「防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分」（※2）に細分化された。

（※1）「主要構造部」（建築基準法第2条第5号）

壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局所的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。

（※2）「防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分」

耐火建築物の特定主要構造部の区画内にあり、主要構造部ではあるものの耐火構造とすることを不要とする部分（以下「防火上及び避難上支障がない部分」という。）のことをいう。（別図参照）

これを踏まえ、条例の規定中「主要構造部」を引用している箇所について、所要の改正をしたものである。

2 改正内容

(1) 消火器具の基準に関する事項（第39条関係）

本条は、いわゆる木造建築物のうち一定の基準に該当するものに対して消火器具の付加設置を求める規定であることから、「防火上及び避難上支障がない部分」の構造を木造とした耐火建築物を除くこととしたもの。

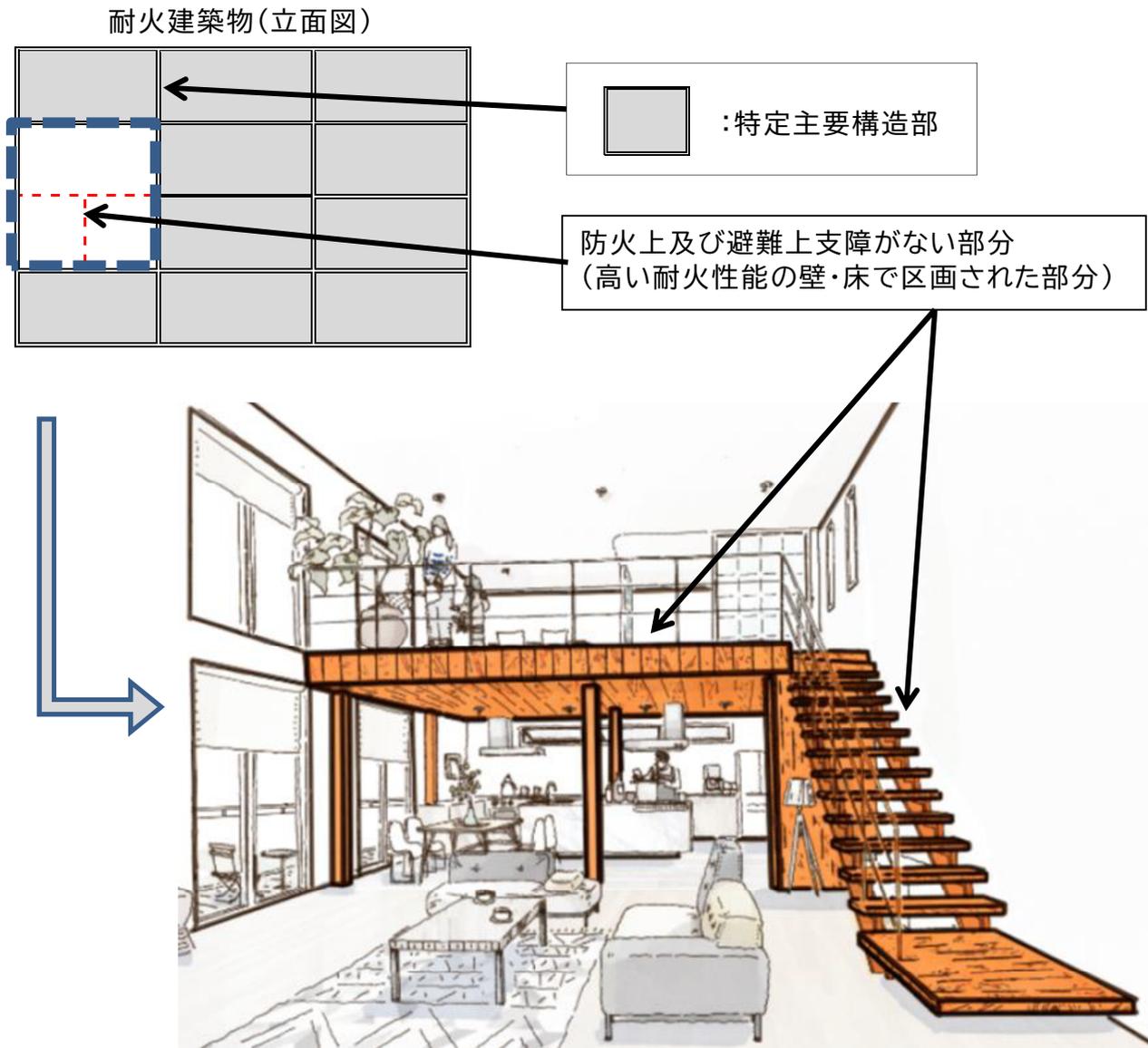
(2) 避難器具の基準に関する事項（第42条関係）

本条は、一定の基準に該当する建築物に対して避難器具の付加設置を求める一方で、当該建築物のうち「主要構造部」が耐火構造である場合には規制を緩和する規定であるが、緩和の対象となる建築物に「防火上及び避難上支障がない部分」を耐火構造以外としたものを含めることとしたもの。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

<別図>



建築基準法の改正後に可能となる建築物の例

(高い耐火性能の壁・床で区画された部分における中間床や壁・柱等の木造化)

◎火災予防条例の規制内容

	条例改正をする場合	条例改正をしない場合
消火器	主要構造部のうち、木造の部分が『防火上及び避難上支障がない部分』に該当するため設置義務なし	主要構造部が木造のため設置義務あり
避難器具	主要構造部のうち、耐火構造でない部分が『防火上及び避難上支障がない部分』に該当するため設置義務なし	主要構造部が耐火構造でないため設置義務あり

令和6年度予算案概要【経常・臨時別】

資料3

(単位：千円)

【経常費】

所管課	事業名	R6年度予算査定額	R5年度予算額	差異	事業概要
総務課	消防庁舎・出張所の維持管理経費	61,992	60,944	1,048	消防庁舎・出張所の維持管理経費(燃料費・光熱水費、機器保守点検等)
	消防職員被服費	4,664	4,400	264	活動に必要な被服及び安全装備品購入経費
	常備消防一般管理費	16,334	16,157	177	消防事務を円滑に行うための事務的経費
	消防職員研修費	4,986	5,334	△ 348	各種研修等委託経費
警防課	消防団運営費	29,460	29,656	△ 196	消防団の運営経費(消防団員報酬・費用弁償ほか)
	警防活動事業	443	180	263	各種災害への対応に関する研修、訓練等に参加する経費
予防課	救急業務高度化推進事業	3,525	3,373	152	救急救命士研修経費、救急需要対策経費(応急手当講習会の開催ほか)、救急救命活動関係経費(資器材保守点検ほか)
	火災予防推進事業	1,816	1,239	577	住宅防火対策等の火災予防推進に係る経費及び事業所に対する防火管理・保安管理体制の推進に係る経費
管理課	消防緊急情報システム管理経費	2,736	2,220	516	消防緊急情報システム保守点検経費等
	消防通信設備整備事業	245	245	0	通信設備機器等の機能保持に関する経費
消防課	消防訓練物品等維持管理経費	1,112	1,006	106	消防訓練に必要な物品の購入及び訓練施設の維持管理経費
	消防車両維持管理事業	21,835	19,654	2,181	消防車両(31台)整備及び保守経費(車検整備・燃料費ほか)
	消火活動事業	198	198	0	消火活動に必要な資器材管理等に関する経費
	救助活動事業	3,539	2,924	615	救助活動に必要な資器材整備及び保守(救助用口ロープ購入、空気ボンベ検査ほか)
計		9,354	7,308	2,046	医薬品、救急救命活動に必要な資器材の購入ほか
計		162,239	154,838	7,401	

【臨時費】

(単位：千円)

所管課	事業名	R6年度予算査定額	R5年度予算額	差異	事業概要
総務課	消防通信指令システム共同整備事業	132,591	95,358	37,233	消防通信指令システムの共同整備に係る経費
	消防救急デジタル無線共同維持管理事業	5,650	5,380	270	札幌圏6消防本部における消防救急デジタル無線の共同維持管理に係る経費
	消防庁舎・出張所改修事業	108,742	11,600	97,142	消防本部庁舎非常用自家発電設備更新、女性施設等改修、非常放送設備更新
	消防職員被服費(臨時)	74	0	74	防火衣の購入(87着) 備荒資金活用(19,965,600円借入)
警防課	消防本部感染防止対策事業(新型コロナウイルス感染症対策)	0	10,000	△ 10,000	
	水利施設維持管理費	22,295	8,917	13,378	老朽消火栓整備、破損消火栓の修繕及び防火水槽の点検、修繕
	常備消防用備品等整備事業	9,231	8,967	264	消火及び救助活動に必要な装備品の整備(消防用ホースほか)
	消防車両整備事業	161,852	38,400	123,452	消防ポンプ自動車(2台)、連絡車の更新、救急自動車の購入
管理課	消防活動感染防止対策事業(新型コロナウイルス感染症対策)	0	17,500	△ 17,500	
	救急業務デジタル化事業	16,368	0	16,368	システムの導入により、救急活動時間の短縮や医療機関との調整効率化
計		26,620	29,040	△ 2,420	消防緊急情報システムの借上運用・整備
計		483,423	225,162	258,261	
消防本部合計		645,662	380,000	265,662	

令和6年第1回定例会一般質問について

消防業務に関連する一般質問の内容は以下のとおり

○消防団について（野村 尚志 議員）

- ①任務について
- ②団員の確保について
- ③女性消防団員の役割について

○救急活動について（芳賀 理己 議員）

- ①救急出動の状況について
- ②救急搬送困難状況の現状について
- ③消防通信指令業務の共同運用について
- ④救急車の適正利用について

○火災に対する取組について（石川 麻美 議員）

- ①住宅用火災警報器の設置について
- ②火災保険加入の周知・啓発について

令和5年江別市災害・救急概況（速報値）

I 災害概況

区 分	単位	令和5年	令和4年	増 減
1. 火 災				
(1) 火災件数	件	24	22	2
建物	件	12	14	△2
車両	件	5	3	2
林野	件	0	0	0
その他	件	7	5	2
(2) 焼損棟数	棟	12	20	△8
全焼	棟	2	2	0
半焼	棟	0	1	△1
部分焼	棟	0	11	△11
ぼや	棟	10	6	4
爆発	棟	0	0	0
(3) り災世帯数	世帯	5	11	△6
り災者数	人	11	22	△11
(4) 死傷者数	人	1	4	△3
死者	人	0	0	0
負傷者	人	1	4	△3
30日死者	人	0	0	0
(5) 焼損床面積	㎡	150	444	△294
(6) 焼損表面積	㎡	2	229	△227
(7) 損害額	千円	7,324	21,612	△14,288
2. 救 助				
	件	104	138	△34
安否確認等	件	56	70	△14
交通事故	件	21	26	△5
建物等による事故	件	17	17	0
ガス及び酸欠事故	件	4	5	△1
落雪事故	件	1	5	△4
捜索	件	1	4	△3
水難事故	件	0	4	△4
風水害等自然災害事故	件	0	2	△2
機械による事故	件	0	1	△1
その他の事故	件	4	4	0
3. 警 戒				
	件	179	249	△70
警報設備等	件	87	70	17
油流出	件	62	94	△32
危険排除	件	17	46	△29
異臭	件	6	19	△13
燃烧事故	件	3	7	△4
怪煙	件	2	6	△4
火気設備等事故	件	0	7	△7
その他	件	2	0	2
4. 自然災害（救助活動を伴うものを除く）				
	件	0	3	△3
暴風事故	件	0	3	△3
豪雨事故	件	0	0	0
豪雪事故	件	0	0	0
地震事故	件	0	0	0
洪水事故	件	0	0	0
その他事故	件	0	0	0
5. 救急支援（消防隊が支援出動するもの）				
	件	317	282	35
CPA（疑いを含む）	件	248	253	△5
先行救急	件	46	7	39
活動障害	件	13	6	7
応援誘導	件	8	7	1
搬出支援	件	2	9	△7
その他	件	0	0	0

II 救急概況

(1) 救急件数

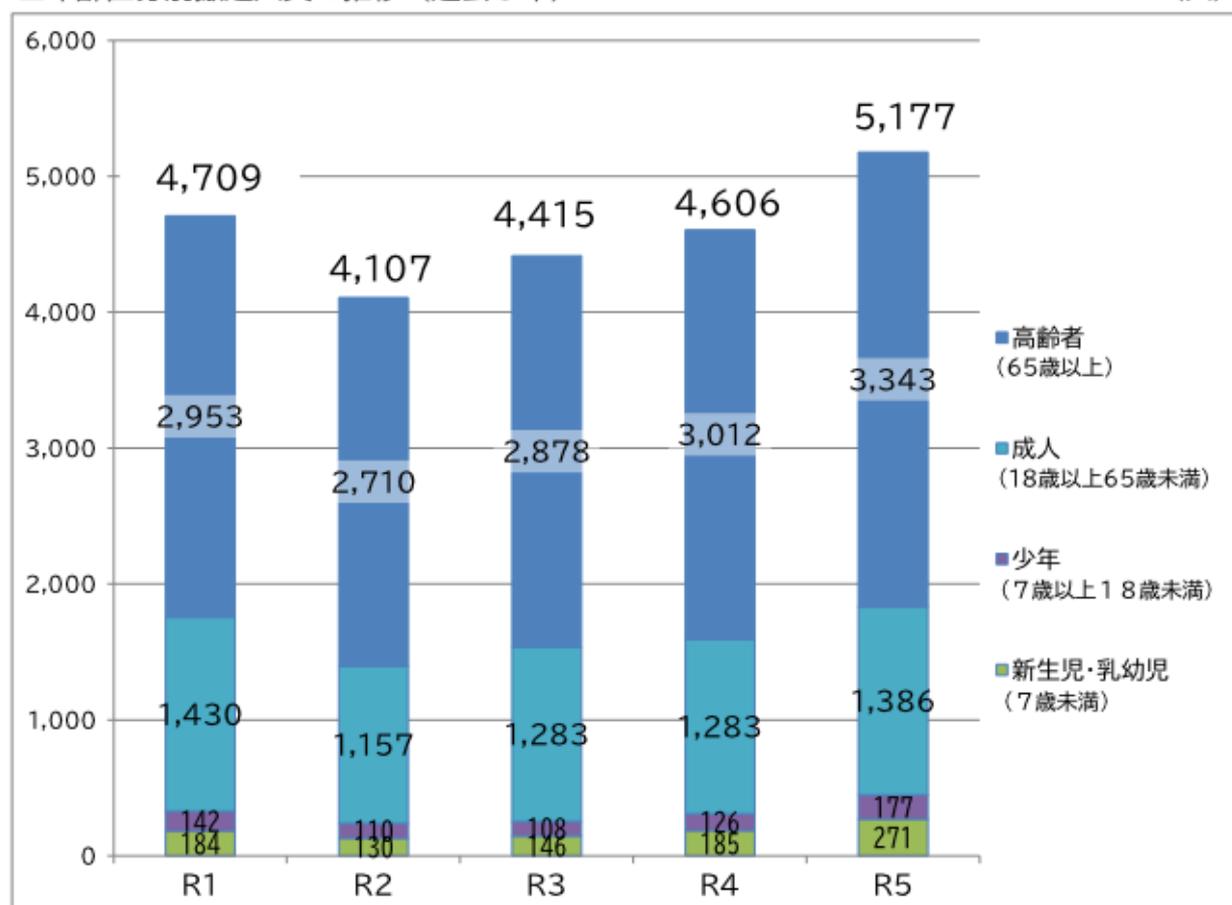
区 分	単位	令和5年	令和4年	増 減
救急件数	件	6,081	5,429	652
急 病	件	4,511	3,919	592
一 般 負 傷	件	747	798	△ 51
交 通 事 故	件	233	215	18
労 働 災 害	件	56	54	2
自 損 行 為	件	45	39	6
運 動 競 技	件	49	27	22
火 災	件	36	26	10
加 害	件	10	12	△ 2
水 難	件	0	2	△ 2
自 然 災 害	件	0	0	0
その他(病院間搬送等)	件	394	337	57

(2) 搬送人員

区 分	単位	令和5年	令和4年	増 減
搬送人員	人	5,177	4,606	571
高 齢 者 (6 5 歳 以 上)	人	3,343	3,012	331
成人(18歳以上65歳未満)	人	1,386	1,283	103
少年(7歳以上18歳未満)	人	177	126	51
新生児・乳幼児(7歳未満)	人	271	185	86

■年齢区分別搬送人員の推移（過去5年）

(人)





令和6年1月10日

令和6年出初め式



資料7

(消防本部総務課)

今後の消防本部(署)・消防団の主な行事予定表

※印は消防委員会委員長にご案内する行事

月	日程	行事名称等		開催地 (場所)
		市内行事	市外行事	
4	20(土) ~30(火)	春の全道火災予防運動		
5				
6	2(日) ~8(土)	危険物安全週間		
7				
8	未定	※令和6年度 第1回江別市消防委員会		消防本部
	25日(日)	消防団員合同訓練団長査閲		北海道消防学校
	下旬	消防フェスティバル		未定
9	下旬	防火ふれあい大麻		消防署大麻出張所
	下旬	※消防関係物故者慰霊祭		消防本部

その他の事業

○自治会・事業所等への防火指導

○小中学校での消防教室開催

○定期救命講習(毎月19日開催予定)